

青森県における前近代の武の伝承と変容

小山隆秀^{*})

The Tradition and Modification of Premodern Martial Arts in Aomori Prefecture

Takahide OYAMA

(キーワード：日本刀、身体技法、民俗学、近代、古武道、古武術、武道、文化財指定、無形文化財、無形民俗文化財)

1 はじめに

2016年の夏、論者は、青森県立郷土館による日本刀をテーマとした特別展示を担当した。そこでは、美術工芸品としての刀剣類と関連文化について調査し、主に青森県内に伝世している国および県指定文化財となっている貴重刀剣類や、寺社や博物館、個人が所有する希少な刀剣類等を集めて展示した¹⁾。その過程で、改めて認識したことは、日本刀は、現代社会では「美術工芸品」として登録されているが、実際には、歴史的に多様な文化や技芸にもつながってきた多面的存在であったという事実だった。よって調査でも、有形無形の様々な資料が採集できた。これについては、主に青森県内で活動している刀匠や研ぎ師、古式銃砲刀剣類登録審査委員、寺社や博物館、刀剣愛好家など、様々な立場の方々にお会いし、日本刀の製作方法や扱い方だけではなく、刀にまつわる歴史や伝説、伝承もお聞きして資料化したことがある²⁾。

さて、自明のことであるが、我々が使う各道具は、物質として存在するだけではなく、それを用いるための人々の智恵や身体技法、伝承等の無形の文化が付随している。そのことによって有形の「道具」は、その特性と機能を発揮するのであり、それら無形の情報や文化を失った道具は、あたかも考古学調査で発掘された先史時代の多くの資料のように、用途不明の存在となるだろう。それは刀剣類についても同様であり、武器としての操作法や、それらを体系化した武術、武芸、すなわち「古武道」に関わる伝承が各地にあり、調査ではそれらに関わることも採集できた。

この「古武道」とは、前近代まで「兵法(ひょうほう)」「武芸」などと呼ばれ、中近世以来、日本列島各地で個別の師資相承で伝えられてきた、弓馬劍槍柔術、水術および銃砲術等の身体技法であり、柔道や剣道などの近現代武道の前身となった技芸群を意味する。その伝承には、当時の生活習慣や礼法、宗教的知識や呪術、養生法も含まれている。しかし、近代以降に一般的となった「武道」と区別するため、現在では「古武道」または「古武術」「古流武術」などと呼称されるようになった³⁾。古武道はそれぞれの在地において、多彩な形態となり、多様な展開をして伝承されてきたが、それを専門技能としていた武士層が明治初期に解体されて以降、急速に衰退し、近代学校教育の科目として再編された近代武道へと交替していった。これまで諸学の研究対象となることは少なかったが、近年は、日本史学や武道史が、当時の稽古方法だけではなく、近世から近代にかけての社会構造の変化と合わせた分析を始めている。例えば18世紀初頭までの仙台藩では、武術の実力による身分上昇が可能であり、江戸後期には、それともなつて藩内の武士身分制度が動揺したという。さらに剣術修行と政治的立場の形成とが密接に結び付いていたことも指摘された⁴⁾。また、幕末に家伝の関流砲術を修めていた弘前藩士が、江戸での様々な交流から、新たに洋式兵学である高島流洋式砲術を学び、藩内で展開していった過程についての分析もある⁵⁾。

一方、各自治体のなかには、これら在地の古武道を、無形文化財や無形民俗文化財のひとつとして指定している例が少なくない。別表は、論者の管見の限りで作成した、全国各自治体における古武道の文化財指定状況である(次表参照)。今後さらなる精査が必要である。

例えば青森県では、八戸市で伝承されている古式馬術「加賀美流騎馬打毬^{か が み り う き ゃ ば だ き ぎ ゅ う}」が「青森県無形民俗文化財」として指定されている(写真1)。この技芸は、文政10年(1827)に八戸藩八代藩主南部信真が、武芸奨励のため、御家流加賀美馬術の騎馬八道に、当時江戸で行われていた打毬を、騎乗術訓練を目的に取り入れ、藩士へ伝承させた馬術だといひ、現在は祭礼のなかで行われている。しかし同技芸の伝承形態は、信真臣下の野村軍記が加賀美流師範を命じられて「打毬印可状本状」「打毬役附之巻」「打毬之巻」「打毬諸具之巻」「打毬馬場拵之巻」等数巻の印可状を授与すること、さらにそれを規範として、稽古を積み印可状を受けた者だけが道統を継承し「打毬師範」と称され、現在も八戸打毬会が継承している制度だといひ、これは古武道の免許制度と重なるものである。そのためか従来の武道研究者は、同技芸を古武道の典に「加賀見伝」または「加賀美流」の「馬術」と記載してきた⁶⁾。よって同技芸は、もともと八戸市無形文化財の神道無念流居合(写真2)等と同じく、八戸藩の古武道流儀のひとつであった側面も忘れてはならない。

このように古武道が各地で「無形文化財」「無形民俗文化財」など、様々な種別で指定されている状況は、当該文化財の多様性を反映している。なお昭和40年代から、日本各地で古武道の文化財指定が盛んになり、近年では沖縄県知事が同県無形文化財「空手」の保護と世界的アピールに積極的である。このような全国の古武道に関する文化財指定の定義付けや模索の事例については、稿を改めて報告する。

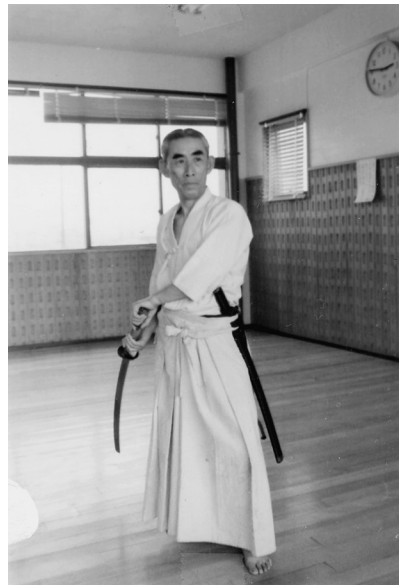
^{*}) 青森県立郷土館 主任学芸主査 青森市本町二丁目8-14

(表)各自治体による古武道の文化財指定一覧

| No. | 自治体名 | 文化財種別 | 文化財名称 | 指定年 | 保持団体等 | その他 |
|-----|-----------|------------|----------------------------------|------|------------------|--|
| 1 | 埼玉県 | 史跡 | 甲源一刀流逸見氏練武道場 | 1943 | 個人 | |
| 2 | 三重県亀山市 | 無形文化財 | 心形刀流 | 1951 | 心形刀流保存赤心会 | |
| 3 | 静岡県 | 無形文化財 | 古武道力信流杖術 | 1955 | 個人 | 1名認定 |
| 4 | 三重県津市 | 無形文化財 | 泗水術観海流 | 1957 | 泗水術観海流 | |
| 5 | 岡山県 | 史跡 | 伝宮本武蔵宅跡 | 1959 | 個人 | |
| 6 | 鹿児島県 | 有形文化財(書跡) | 東郷家古文書 | 1959 | 個人 | 示現流兵法剣術師範家の剣術伝書(昭和34年第39号鹿児島県指定有形文化財) |
| 7 | 千葉県 | 無形文化財 | 天真正伝香取神道流の形 | 1960 | 個人 | 1名認定、昭和60年および平成16年に追加認定、現在3名 |
| 8 | 福岡県 | 無形文化財 | 陽流抱え大筒 附関連用具並びに文書一括(本大筒2挺・火縄銃1挺) | 1962 | 黒田藩砲術陽流抱え大筒保存会 | 平成19年4月には、大筒、用具一式、砲術関係文書が「福岡県指定有形文化財」に指定 |
| 9 | 熊本県 | 無形文化財(古武術) | タイ捨剣法技術 | 1962 | 個人 | 「熊本県文化財保護条例第十六条第二項の規定、昭和37年9月1日、保持者1名認定 |
| 10 | 和歌山県 | 民俗文化財 | 岩倉流泳法 | 1965 | 岩倉流泳法保存会 | |
| 11 | 大分県 | 無形文化財 | 山内流泳法 | 1966 | 白杵山内流遊泳所 | 大分県文化財保護審議会基準あり |
| 12 | 茨城県土浦市 | 文化財(歴史資料) | 関流砲術関係資料 | 1971 | 個人 | 2010年追加指定 |
| 13 | 茨城県那珂湊市 | 無形文化財 | 無比無敵流杖術 | 1971 | 無比無敵流杖術保存会 | |
| 14 | 青森県 | 無形民俗文化財 | 加賀美流騎馬打毬 | 1972 | 八戸騎馬打毬会 | |
| 15 | 埼玉県久喜市 | 古文書 | 神道無念流戸賀崎練武道場関係資料 | 1972 | 個人 | |
| 16 | 福岡県朝倉市 | 無形民俗文化財 | 林流抱え大筒 | 1974 | 秋月藩砲術林流抱え大筒保存会 | |
| 17 | 熊本県 | 無形文化財(古武術) | 武田流(細川流)騎射流鎬馬 | 1975 | 武田流(細川流)騎射流鎬馬保存会 | |
| 18 | 三重県 | 無形文化財(芸能) | 亀山藩御流儀心形刀流武芸形 | 1975 | 心形刀流保存赤心会 | 三重県無形文化財第一号 |
| 19 | 岡山県 | 史跡 | 竹内流古武道発祥の地 | 1976 | 個人 | 個人、竹内流柔術腰廻小具足道場一帯 |
| 20 | 熊本県 | 無形文化財(古武術) | 小堀流踏水術 | 1976 | 小堀流肥後踏水会 | |
| 21 | 茨城県鹿島町 | 無形文化財 | 鹿島新當流剣術 | 1977 | 鹿島新當流彰古会 | |
| 22 | 千葉県 | 無形文化財 | 武術 立身流 | 1978 | 個人 | |
| 23 | 埼玉県小鹿野町 | 無形文化財 | 甲源一刀流の形 | 1979 | 個人 | 1名認定 |
| 24 | 岩手県盛岡市 | 無形文化財(古武道) | 諸賞流「和」・無辺流「棒術」 | 1979 | 南部藩古武道保存会 | 盛岡市無形文化財第一号 |
| 25 | 香川県高松市 | 無形文化財 | 水任流 | 1979 | 水任流保存会 | |
| 26 | 宮城県 | 無形文化財(その他) | 柳生心眼流甲冑術・甲冑柔術 | 1981 | 新田柳心館 | |
| 27 | 鳥取県鳥取市 | 無形文化財 | 尚徳錬武館伝「雖井蛙流平法」 | 1981 | 雖井蛙流平法保存会 | |
| 28 | 北海道伊達市 | 無形民俗文化財 | 柳心介胃流柔術 | 1984 | 柳心介胃流保存会 | |
| 29 | 秋田県北秋田市 | 無形民俗文化財 | 当田流棒術 | 1984 | 本城郷友会 | 種別は民俗芸能 |
| 30 | 愛媛県西条市 | 無形文化財 | 旧西条藩田宮流居合術 | 1988 | 旧西条藩田宮流居合術保存会 | 西条市無形文化財第一号 |
| 31 | 茨城県 | 無形文化財 | 鹿島新當流(附起請文1巻、傳法書1巻) | 1988 | 鹿島新當流彰古会 | |
| 32 | 栃木県 | 無形民俗文化財 | 木の杖術 | 1991 | 小天狗流杖術保存会 | 古武術の一つ。土俵上で48手の型を演じる。 |
| 33 | 群馬県高崎市 | 重要無形文化財 | 念流(通称馬庭念流) | 1991 | 馬庭念流保存会 | |
| 34 | 青森県八戸市 | 無形文化財 | 八戸藩伝神道無念流居合 | 1991 | 八戸藩伝神道無念流居合保存会 | |
| 35 | 北海道小樽市 | 無形文化財 | 向井流水法 | 1991 | 向井流水法会 | |
| 36 | 茨城県水戸市 | 無形文化財 | 水府流水術 | 1994 | 水府流水術協会 | 同年保持者認定、錦町文化財保護条例第十六条第二項の規定 |
| 37 | 熊本県錦町 | 無形文化財 | タイ捨流剣法 | 1994 | 個人 | |
| 38 | 茨城県ひたちなか市 | 無形文化財 | 平磯の杖術 | 1994 | 無比無敵流杖術保存会 | |
| 39 | 沖縄県 | 無形文化財 | 沖縄の空手・古武術 | 1997 | 個人 | 無形文化財指定は沖縄県文化財保護条例(昭和47年沖縄県条例第25号)第20条第1項により、当該無形文化財保持者認定は同条例第2項の規定による。当初3名が保持者。その後の追加認定で、保持者14名 |
| 40 | 愛媛県 | 無形文化財 | 大洲神伝流泳法 | 2002 | 大洲神伝流保存会 | |
| 41 | 和歌山県和歌山市 | 無形文化財 | 関口 新心流・柔術・居合術・剣術 | 2006 | 個人 | |
| 42 | 青森県弘前市 | 無形文化財 | ト傳流剣術 | 2009 | ト傳流剣術保存会 | |
| 43 | 茨城県水戸市 | 無形文化財 | 田谷の棒術 | 2010 | 田谷の棒術保存会 | |
| 44 | 茨城県水戸市 | 無形文化財 | 新田宮流抜刀術 | 2013 | 水戸東武館古武道保存会 | |
| 45 | 茨城県水戸市 | 無形文化財 | 北辰一刀流 | 2013 | 水戸東武館古武道保存会 | |
| 46 | 岡山県 | 無形文化財 | 神伝流古式泳法 | 2013 | 神伝流津山游泳会 | |
| 47 | 群馬県伊勢崎市 | 重要無形民俗文化財 | 氣楽流柔術 | 2015 | 氣楽流柔術保存会 | |



(写真1) 青森県無形民俗文化財「加賀美流騎馬打棍」(青森県教育委員会撮影)



(写真2) 八戸藩の神道無念流居合(演武者故音喜多富寿氏、写真提供音喜多勝氏)

その一方で「古武道」の技芸伝承の実態や、伝承者のライフヒストリー等については、各流儀が自ら記録したものは多くとも、第三者が客観的に記録して資料化することは少なかった。一部、社会学が、現在の武術稽古の現場で機能している伝承技術習得のシステムを、参与観察して分析している⁷⁾。そのため、近世までの伝承状況をとらえた文献史学の成果と、近代以降の断片的な情報との歴史的な連続性が不明となっており、そのことが当該分野の研究進展を阻んでいるといえよう。そのような時代上の欠落を補完するうえで、伝承者本人やその伝承の現場に向き合うことができる民俗学の聞き取り調査は、有効な方法だと考える。

民俗学は主に、民衆生活を研究対象としてきた。これらの古武道も、武士層だけの専売特許の技芸ではなく、近世から近代にかけて、様々な階層、民衆や市民にも受容されていた文化だったことが判明してきた。例えば、石川県金沢市の獅子舞の「棒ふり」は、幕末から近代にかけて旧加賀藩武術師範が民衆に教えた古武道が芸能化したものだという⁸⁾。また、青森県下北郡の山村にあるマタギの家筋や漁村の旧家にも、旧盛岡藩伝承の古武道である捕縛術等を記した近世伝書が伝わっている⁹⁾。さらに同県津軽地方でも、17世紀の弘前藩元武芸師範が、弘前城下の町人40名に當田流棒術という古武道を教えていた記録がある¹⁰⁾。同流儀は、旧弘前藩域を越えて各地にも伝播したようだ。近代には旧八戸藩領である八戸市にもその伝書と技術が伝承されていたり、秋田県北秋田市本城浄福寺等で毎年8月13日に行われる民俗芸能本城獅子踊りも、かつて「本城當田流棒術」と呼ばれ、當田流棒術の流れを汲むという¹¹⁾。武士以外の人々が武芸を習得していたのは他地方の仙台藩でも同様であった。近世の同藩では、武士以外の陪臣や足軽、無苗字の者や僧侶なども武芸を習得して、流儀の指南者となる例が多数あったこと、幕末には、剣術を学ぶことで、海防や農兵隊などの武職に参加し活躍した「武的な庶民」の姿がたくさんあった可能性が指摘されている¹²⁾。

また民俗学では、民俗芸能で多用される足運び「反問(へんばい)」などの、前近代の身体動作や身体技法も、研究対象として立項してきたが¹³⁾、そのなかでも、ムラの男達が太刀や六尺棒などで互いに打ち合う埼玉県指定無形民俗文化財「鴻巣市原馬室獅子舞棒術」は、技名および所作ともに古武道の技法と一致する要素が多く、昔、宮本武蔵の二刀流や佐々木巖流の龍高流、柳生十兵衛の神陰流の三法をかたどったものだという伝承がある¹⁴⁾。これらの事例は近世以来、古武道(武芸)の伝承が広範な階層で神事や芸能とも関係しながら担われてきたことを示唆している。それは日本各地でも同じ状況だった。日本史学の研究からも、17世紀以降の日本各地では、武士だけではなく、都市部の町人や在村の百姓にも剣術修行に励む者が多い「庶民の武の伝統」があることが確認されており、それを新たな歴史水脈として歴史分析の俎上に乗せることが課題とされている¹⁵⁾。すなわち、世代を越えて民衆生活のなかに根ざして伝承されてきた文化として、古武道は、民俗学においても研究対象としてなりうるのではないかと¹⁶⁾。

しかし従来、民俗学は、在地の暮らしのなかにある武の伝承については、西日本に事例が多い「棒の手」等のように、民俗芸能の演目としての関心以外、あまり注目してこなかったといえよう。だが、実際のフィールドワークでは、生活のなかの多種多様な事象、文物に向き合うことになる。その際、既定の理論や調査項目を優先するあまりに、目前の世界を任意のかたちで取捨選択し、対象化してしまうことには十分に留意したい。例えばその一例として、近代になってから研究対象として、または「無形の文化財」として認識されたものに「民俗芸能」がある。これは現在では広く定着した学術用語であるが、実は比較的新しい概念であり、各地の土着の芸能を総称する用語(術語)として定着したのは第二次世界大戦後のことだといえる。この術語が確定されていった背景には、土着の芸能を学術研究のために対象化すること、それらを文化財行政のなかで保護する目的があり、このふたつの流れが、研究者本田安次の思想を基盤として展開し

ていった。それは今日、一定の社会的成果を得た反面、その視座が、民衆生活と密接に関連していた民俗芸能を、地域社会から切り離して「舞台」上の芸術として位置づける状況をもたらした側面も指摘されており、今後の課題とされている¹⁷⁾。

すなわち、民俗学を始めとする学術研究は、現実に存在する事象や文物を、可能な限りとらえて対象化していこうとする模索のなかから、先学達が示した世界観をさらに拡張し、分析と理論を錬磨し、展開してきた。よって本稿においても、ささやかな試論として、近代以降、見落としがちであった、在地の古武道の伝承に着目し、まずはそれを資料化することから始めたい。そして、近代から現代の青森県津軽地方における武の伝承の有様と、社会のなかでの変化についても概観する。

2 在地における武の伝承

次に報告する事例は、主に青森県立郷土館特別展「刀剣 魂」^{とうけんたましい} 準備調査のなかで採集した事例に加えて、昭和 60 年代から平成 29 年現在まで、随時実施してきた青森県津軽地方を中心とした聞き取り調査で採集した、在地の武の伝承、世間話の一部である。なお、前近代の古武道各流儀は、互いに激しく競合していたため秘匿性が高く、聞き取り調査は困難を極めることが少なくなかった。さらに当事者の多くが活躍していた昭和末期から平成初期当時は、採集事例を公開すること自体が難しいこともあった。よって本報告では個人名および流派名とともに、歴史的人物以外は、特定できる個人情報等は伏せた。

(事例 1) 明治末期、弘前市生まれの男性 A 氏 (故人)。旧藩時代に代々、剣術指南番をやってきた家に生まれた。家伝によると 4 代前までは、家伝剣術の形稽古が中心だったが、幕末の代になって、中央から伝わってきた竹刀を使う撃剣 (現在の剣道) も導入したと伝えられている。

五歳の頃から毎朝、もと弘前藩剣術師範だった祖父に連れられて、弘前公園のなかにあった武徳殿へ通い、剣道を習った。雪の日も下駄で走っていった。最初は剣道が嫌だったが、他の友達よりも早く習っていたせいか、学校に入ると、みんなに試合で勝てるようになり、楽しく好きになった。日曜日になると祖父が、代々、家で伝えてきた剣術を教えてくれた。刀と小太刀を使った数十本の形がある。甲冑を着た時代の技だといい、頭上に刀を上段に構えるときは「甲の前立てにぶつからないよう、額の前の拳をはずして構えろ」などという口伝で教えられる。また伝書にもいろいろな教えが書いている。しかし、ゆっくりとした動きで稽古していくので、若い自分にとっては、試合があつて激しく打ち合える剣道の方が好きだった。

やがて祖父が亡くなると、剣術稽古が中断されて、剣道だけをやっていた。剣道稽古には、京都の武専 (大日本武徳会武道専門学校) 卒で、天覧試合で優勝した市川宇門師範¹⁸⁾ も来ていた。彼は毎朝、馬に乗ってやってくるが、稽古はせず、後輩である私に「名簿に名前を書いておけ」と言って帰るので、代筆していた。市川師範に我が家の剣術も教えて各種大会で演武したが、市川師範は自分で技を間違えても怒るばかりで認めなかったこともあったという。

あるときの稽古で市川師範が、数名の警察官の猛者を連れてきて「あいつ (A 氏) をやっつけてやれ」とけしかけてきた。逆に A 氏が彼らを打ち負かしてやると、その警察官達は市川師範に「だらしない」と叱られていたので、気の毒なことをしたと思った。また戦前は、剣道を活かして銃剣道の試合で優勝したこともある。鎖鎌を遣う先生とも稽古したが、大変強い人だった。

二十歳になったころ、剣道ばかりやっていたは、先祖代々の剣術が絶えてしまうかと気になり始め、祖父の高弟だった旧藩士小田桐友平氏の子息、友太郎氏のところへ、おさらいに通った。当時、小田桐氏は、諸々の理由から、弘前城下から大鱈町へと引っ越して、女性と暮らしていた。通っているうちに、やがてすべての教えを習得できた。最後の伝授は「印可」といって、師匠と弟子が戸障子を閉め切って二人きりになり、杯を交わした後で技が伝えられる。もう形から離れ、袋竹刀で自由に打つことになる。この教えは、たとえ親子でも見せられない。高弟でさえも伝授されていなかった。

それ以降、家の剣術については、毎年、地元の弘前八幡宮例大祭や武徳祭、各種剣道大会、全国大会等に招聘されて、親子で演武したり、剣道の高弟にも教えたりしてきた。今後の流儀存続のため、昭和 40 年代に、地元の古武道各流儀でまとまって、弘前市役所へ無形文化財指定について申請したこともあったが、なかなかうまくいかなかった。また昭和 50 年代には、古武道の全国組織に加盟し、例年、東京の日本武道館の全国演武大会へ呼ばれるようになった。また文化庁の事業で、全国の古武道の実技を映像で記録することがあり、当流も東京へ出向いて行って実技を撮影記録した。たまに県外から「道場に泊まり込んで習いたい」と来る人もいたが断った。

(事例 2) 大正末期、弘前市生まれ、男性 B 氏 (故人)。弘前藩主がやっていた剣術を継承。形が百以上あるので覚えるのが大変だから、数名の仲間で分担して覚えるようにした。また若い頃は、東京で剣道も習っていたというが、当時の剣道の足さばきは、古い剣術のようにバラバラで「汚なく」、近年の剣道は、常に右足前の「きれいな」足さばきになったと思うことがあったという。

(事例 3) 昭和初期、弘前市生まれの男性 C 氏 (故人)。代々、弘前藩武芸師範で、全国武者修行で無敗だったという剣豪、浅利伊兵衛の子孫である D 氏から古武道を習った。同氏は中学校教員だったが、昭和 40 年代に学校で古武道のクラブを作り、中学生や同僚達へ、古

い棒術や柔術のような技を教えた。やがて D 氏が亡くなると、稽古していた人たちもバラバラとなった。あるとき、通っていた剣道道場の道場長で、他流の剣術宗家でもあった A 氏から「(D 氏から習った流儀を) あなたが伝えなければどうするのだ」と叱咤激励された。よって決心し、D 氏から習った古武道(剣術)の代表となって、何名の有志とともに稽古を再開した。その後、毎年、地元の弘前八幡宮例大祭や剣道大会で演武するようになった。また D 氏が、昭和 41 年 3 月 10 日に青森県無形文化財指定に申請したが、指定されなかった。「古武道というものは、特定の家だけでやって他には教えてくれないものだ」と批判する人もいるが、入門希望があれば、主に津軽地方在住の方を受け入れたいと思う。

(事例 4) 昭和初期、弘前市生まれの男性 E 氏(故人)。A 師範から剣道を習ったが、併せて旧弘前藩時代の剣術も習った。すると他にも近隣に同じ流儀を習得している F 師範がいたので、こっそり双方から習った。同じ流儀でも、形に少しずつ違いがあった。伝書の内容や形の動きをノートにメモして残した。この剣術は最高の流儀だと自負している。なお F 師範は、自分のことをあまり多くは語らない人で、その先祖は弘前藩士だが、京都詰めの密偵役をやっていた家だったという。また、その剣術を誰から習ったかは教えてはくれなかった。その方からもうひとつ、別の抜刀術の流儀も習ったが、このことは晩年まで剣道仲間にも伝えていない。

昭和期までの仲町(なかつちょう、現「弘前市仲町重要伝統的建造物群保存地区」)には、旧弘前藩時代の武芸師範の子孫家が複数あった。町内には「十三(とさ、現北津軽郡)の方に強い武士がいる」という言い伝えがあって、それを探しにいったがいなかった。また、幕末に居合で腕が立つ「一戸三之助」という武士がいたが、西南戦争で西郷隆盛軍へ従軍して、たくさんの官軍を斬ったので、青森県警の指名手配第一号になった、という言い伝えもあった。

第二次世界大戦後まもなく、A 師範と近隣の相馬村へ剣道の指導へ行ったところ、現地の人に「弘前の剣風は優しいなあ」と馬鹿にされたので腹が立ち、駐在所のお巡りさんを「立ち会い人」にして、互いに木刀で立ち会い、A 師範から習った剣術の技で、相手の肩へ袈裟に打ち込んでやると、骨折して腕が動かなくなった相手は「参った」と負けを認めたという。戦後に警察官になったが、剣道大会で福井県に行った。同地は習得した剣術のルーツがあると聞いていたので、その形を披露すると、地元の剣道家が、自分も同じような形の流儀を習っているという。見せてもらうと確かに似ていた。詳しく聞くと「シントウ流」といって、永平寺の近くで伝承されていたが、現在、形は数本しか残っていないといっていた。現在はどうなったかわからない。

(事例 5) 昭和初期、弘前市生まれの男性 G 氏。いまは津軽三味線等を研究しているが、若い頃は、天覧試合で優勝した市川宇門から剣道を習った。掛かり稽古だといっても、いつまでも打ち合いが終わらず、まるで稽古相手が疲労困憊してつぶれてしまうような稽古だった。そのとき少しでも弱気を見せると、「それがダメだ」とすぐに喉を突かれて、後ろの羽目板まで飛ばされたり、組み討ちをしかけられた。それに比べるといまの剣道のやり方は優しいと思う。

(事例 6) 昭和初期、弘前市生まれの男性 H 氏。我が家では、代々の剣術の傍ら、剣道指導者もやってきたが、昭和 40 年代、東京の剣道専門の大学を修了した剣道高段者のなかには、地元の古武道を批判するものもあった。「あなたのお父さんは素人だ」と面と向かっていう剣道指導者もいた。悔しいので剣道大会で優勝してみせたこともあったが、それでも全国代表選手候補からはずされたり、大会での古武道演武からもはずされるなど、なかなか批判は収まらなかった。後年、中央の剣道昇段審査会で八段に合格すると「剣術の理合いがあるからできたのだ」という人もいた。

また、昭和 30 年代、衰退していく古武道を活性化しようとして、五所川原市在住の剣道の先生が、津軽地方の古武道流儀を集めて組織を作り、演武大会を開催した。その師範は、毎月のように東京へ通って、幕末の撃剣(竹刀稽古)で有名な剣術流儀を習得した方だった。大会は一回で終わってしまったが、五所川原市や弘前市、鱈ヶ沢町の柔術等、複数の流儀が出場した。

(事例 7) 昭和初期、平川市生まれの男性 I 氏と昭和 30 年代生まれの男性 J 氏、昭和 40 年代弘前市生まれの男性 K 氏ら。自分は柔道をやっていたが、あるとき旧弘前藩で伝えられてきた柔術(または「和^{やわら}」)の師範へ入門した。これは素手だけではなく、短刀や剣、手裏剣、暗器(隠し武器)など、多様な武技を含むものだった。

入門者は、まずラジオ体操のようなことをやらされたり、1メートルくらいの高さに平行に張ったロープを越えて飛ぶ稽古などをやらされた。稽古は室内だけではなく、病院を経営していた宗家 L 氏自宅の芝生や坂でもやった。

先代宗家の M 師範とも付き合いがあった。ときおり風呂で、その背中を流したが、幼い頃から本格的に鍛えられた足裏は、厚く固くなっていたという。先代宗家は、時代が変わって今後、この流儀が続いていくかどうかについては、かなり悲観的で「もう終わりだ」と嘆いていたという。

当流は、昔、弘前藩の忍者である「早道^{はやみち}之者^{のもの}」も修行していたといい、彼らは、柿色の装束を用いていたといわれたり、弘前城天守閣から飛び降りることができた、という言い伝えがある。

昭和期に、現代武道の師範が「教えてくれ」ときたことがあったが、宗家は家の戸障子をすべて閉めて、十文字の手裏剣を出してきて「生きて帰さないぞ」と凄んだという噂もある。

昭和40年代から50年代には、小学生の男子や女子が複数、稽古に通ってきた。その様子は地元テレビ局でも放映されたことがある。その頃、基本を習った子ども達は、現在50代から60代になっているだろう。この柔術は、津軽地方ではあまり評価がなかったが、昭和40年代の大阪万博へ、招かれて演武した門弟もいたという。さらに、東京警視庁から逮捕術研究のために招聘されて演武したことがある。激しく飛び上がる技法に警察官達は驚いていたという。

昭和期の高弟のなかには、柔道出身者で、技と人格ともに優れて人望が厚かったN氏がいた。次の宗家を囑望された方だった。小柄だが身軽で、弘前公園の坂道を転がりながら下りていく稽古をしていた。また近所で喧嘩があると、必ず助っ人に呼ばれた。すると2階の屋根から、駆け下りるようにして走っていったという。また朝、学校へ行こうとする息子へ急に技をかけてきて「これならどうする」と試した。晩年には病院のベッドの上で寝ながらも、「これで動けるか」といって、介護士の腕を技で極めてみせたりしていた。その教えのなかには、互いに正座していても、自分だけは足が痺れずに動ける余裕を残しておくための特殊な座り方があった。また、他人が見てもよくわからない動物の絵伝書だが、稽古と口伝を受けた物ならばその意図がわかるようになっているものもあった。

その後、宗家の家が火事となるなどして、門弟がしだいに離れ、活動が衰退していった。また、平成初期に、門弟のひとりが、青森県の無形文化財指定を目指して活動したこともあったが、そのうち立ち消えとなった。

(事例8) 昭和初期弘前市生まれの男性O氏。中学校教員だった頃、同僚のD氏から弘前藩の古い居合を習った。立ち膝のような低い姿勢で、向かいに座って短刀で突いてくる相手に対して、いかに対応するかという稽古だった。

(事例9) 昭和20年代生まれの男性S氏。津軽地方で造られた刀は「津軽もの」と言われ、昔、上州の博徒達が喧嘩するときに好んで使ったと伝えられている。また、津軽のある剣術流儀が使う刀は「丸棟(まるむね)」といって、普通は角張っている刀の棟が、切っ先から五寸の部分丸く造っているもので、それを利用した特殊な剣技があるためだという。昔は刀匠のところへ、稽古用の刃引き刀(刃部を引いて落とした刀)を大量に注文する師範がいたものだ。また、なかには刀代を支払わないまま物故されてしまった大先生もいた。

(事例10) 昭和30年代弘前市生まれの男性P氏。昭和40年代、中学生の頃、学校の古武道クラブで、同級生達とともにD氏から棒術や柔術のような技を習った。テレビなどの取材も来た。近年、大学生など若い人達が関心を持つので、大学の古武術研究会の顧問として棒術を指導している。



(写真3) 弘前藩の當田流剣術(演武者故寺山龍夫氏、写真提供浅利千秋氏)

(事例11) 昭和40年代弘前市生まれの男性Q氏。祖父が剣術とともに、ある近代空手団体の顧問もやっていた。その空手師範で、弘前藩の古い柔術も伝承している中高年の師範がやってきて、玄関先で祖父とともに、今後の古武道の継承について話していた。そのとき、空手師範は「これからは、コンピューターを使って動画で記録する時代だ」と言っていたのが印象的だった。しかし、その師範はまもなく病没し、祖父とともにその家へ香典を届けることになった。その方の柔術も途絶えたようだ。またあるときは、南部地方で万力術を伝える剣道家が来て「お宅のお孫さんに万力術を教えるから、代わりに剣術を教えてくれ」と言う。実現はしなかったが、そのときは「なんでそんなことをやらされるのか」と疑問に思ったものだ。

(事例 12) 昭和 50 年代五所川原市生まれの男性 R 氏。少年時代、五所川原市で剣道と居合道を習った。居合道の先生は、全国的に教えられている一般的な技とは別に、他では教えない不思議な技も、ときどき教えてくれた。例えば、刀同士で接近して鏝鏡り合いになったとき、相手を組み伏せる体術も教えてくれた。本人が、第二次世界大戦で体験したことだったのではないだろうか。

また、あるときは、近隣の弓道大会で、江戸時代の古い弓術を遣う男性を見たことがある。そのとき多くの現代弓道修行者達が、礼法どおりに、腰を反らして胸を張った直立姿勢で、作法どおりにゆっくりと矢を射るのに対して、その方は、猫背のままツカツカと歩いてきて、的をチラリと見るやいなや、弓に矢をつがえてすぐ的を射る。しかも他の人よりも命中率が高かった。

彼の話によると、実戦を想定した技法のため、立っても、座っても、寝たままでも射るのだという。また、谷の上から、谷底を通過する軍勢を狙うときには、自分の胴体を立木に縛り付けたまま矢を射るのだという。しかし弓道大会では、審判長から「それは正しい方法ではない。きちんとした礼法と姿勢でやってください」とマイクで注意されていたという。もうその方のことはわからない。あのとき、名前と流儀名を聞いておけばよかったと思う。

3 まとめにかえて

以上の事例から、近代以降の津軽地方における古武道の伝承を概観してみたい。

本稿の事例は、主に明治末期から平成期までの近現代の人々から採録した。現在の剣道稽古の現場では、あたかも現在の技術形態が古来から連綿と継承されてきたかのような「伝統」観念が一般的になっている。しかしこれらの聞き取りからは少し異なる状況が伺える。

明治大正期までは、旧藩時代の近世剣術修行者が生きており、その稽古体系の骨子が伝承されていた一方で、文献史学がとらえてきた近世までのような、入門時に誓紙をとり、修行の段階毎に目録や免状を授与していくような門人制度は、変容していたようだ。

そして近代剣道への転換期を迎えていた。論者は以前、津軽地方に竹刀を用いる全国式の稽古法が普及するきっかけが、文久 2 年(1862)の弘前藩による軍制改革「一統面仕合稽古令」にあること、その際に、従来の稽古方式を墨守する諸流との葛藤があったことを報告したことがある¹⁹⁾。事例 1 はその歴史的事件を反映した貴重な伝承であるといえよう。明治期になると、地方にも、剣道普及のための拠点となる武徳殿が設立され、中央から武専出身の剣道指導者が派遣され、地域を教導していた。旧藩以来の各剣術指南家も、家伝を稽古するとともに、全国式の剣道稽古へ参加していった。その様子が語られている。なおこの後、剣道は、明治期に学校制度に採用され、西歐式体操の教授法も導入しながら、大正・昭和期に全国普及していくことになる²⁰⁾。

その過程において、昭和初期生まれの世代のなかには、事例 2 のように剣道技術(主に足さばき)の変化に気づく人もあった。これも現在の剣道基本技術が、近代において少しずつ変化しながら各地へ普及していった様子を類推させよう。また、当時普及していた剣道や柔道などの近代武道を入口として、近世の剣術、柔術等の在地の古武道へ、あたかも先祖返りするかのよう逆行して習い始めた人々もいた。当時はまだ、町内に幕末の伝承が残っていた。だが古武道への入門は、近代武道のように全国登録されている団体の支部へ入会するような方法とは異なり、近隣で密かに伝承している人を見つけて、個人的な関係を構築しながら通うといった、不安定なものだった。その際、事例 1 のような、近世の古武道を伝える師範家でありながらも、近代武道も修行している人物が中核となって、伝承がつながっていく。また事例 9 のように、日本刀の造りにも、在地の古武道の特徴的技法が反映されていた。

だが、近代化が進むなかで、近世以来の古武道の伝承継続が危ぶまれる一方、現代武道修行者のなかには、古武道を異端視する人も出現していた。すでに古武道は、血族による継承は少数となり、有志による継承の方が多くなっていった。しかし有志による伝承の場合、代表が亡くなった後、稽古の存続は危機に立たされることが多かった。そして稽古が停止した後、一定の時間を経て、残された門人のなかから義務感で稽古を再開する人がおり、その人物が技芸継承の中核となった。その際には、亡失寸前の形について近世伝書を紐解いて再現することや、形の本数が多い流儀では、数名で分担して習得するといった工夫をした。しかしその分、互いの関係が途切れると、分担して覚えた形は分散し失われてしまう恐れもあった。

第二次世界大戦後の昭和 20 年代後半から 30 年代は、伝承継続への危機感からか、様々な取組みがなされた。例えば昭和 25 年に、弘前市の武道家小館俊雄が、ポツダム宣言受諾後の日本国内の社会混乱を嘆き、その対抗策として「古武道芸術を推賞し解説を発刊する所以のものはこの修得によって道義を重んずる信念の人としての人格完成を期すると共に不意の暴漢暴力者に対し自衛防護保身を究うして社会不安を克服せんとする所にある。」として、旧弘前藩の古武道各流の技法解説書を刊行するとともに、古武道修得を希望する者ならば誰でも会員に推薦するという「青森県古武道芸術保存普及会」を発足させている²¹⁾。同会のその後の展開については不明であるが、このような社会不安を解消するための活動として、古武道が持ち出される傾向は、同市で明治初期に「土風の退廃を回復するため」複数の町道場設立が連続した現象とも重ならないだろうか²²⁾。すなわち、古武道や武道は、近代における社会構造の転換期に、その存在が強く意識される傾向があった。また、この他にも、五所川原市の古武道家が、津軽の古武道各流派が集まる演武大会を主催している。

また、昭和 40 年代には、従来の師資相承式ではなく、新しいかたちで外部へと開いていった。例えば、中学校クラブ活動で古武道を教える動きが始まった。さらに地域の神社祭礼や武道大会で古武道が演武され、県外では大阪万博や東京警視庁にも招聘されることがあった。昭和 50 年代になると、古武道の伝承保護のため、文化庁による映像記録事業がはじまるとともに、地方でも個人によるパソコンに

よる記録や、流派同士の技術交換などが模索されるようになる。また全国各地の自治体では、古武道を無形文化財に指定する動きが盛んになり、津軽地方でも指定を目指す流派がいくつか出現していた。また、古武道を自らの祖型として認識する近現代武道が、その大会開会式や弘前八幡宮祭礼等において古武道の招待演武を行うことが恒例化している。このように、前近代以来、津軽地方で伝承されてきた古武道群は、それを支えていた幕藩体制の崩壊、第二次世界大戦後のGHQによる武道の禁止等による各転換期で、従来の資師相承制度を容れながら、全国式の近現代武道と共生、相克し、有志の間で継承されてきた。

平成期以降、近年の動向も記したい。これらの古武道は、師資相承を基本としてきたため、系譜が明らかであるという「正統性」を重視する傾向が強い。そのため、首都圏等ではときおり「正統性」を巡るトラブルから訴訟問題まで発生する事例もあり、流儀名を商標登録化する動きも出ている。これについて同じ無形の文化でも対照的なのが民俗芸能である。例えば村落において、一時衰退したり失伝した民俗芸能の演目について、他地方のものを取り入れて復活させた、という事例は枚挙に暇がない。しかし師匠からの系譜の「正統性」を重視する傾向が強い古武道において、同様の行為は忌避される傾向が強いのである。

近年は、それらの「正統性」を遵守し、他流との交流を忌むような厳格な門人制度をとる流儀がある一方で、それとは別に、若年の愛好家達が、インターネット等を活用し、流儀や会派を越えて、匿名で自由に交流することが生まれ、全国的に盛んになっている。青森県内のいくつかの大学でも、学生による古武道関係のサークルが結成され、同じサークル内で複数の流儀を共有して、稽古している。また首都圏では、弘流する手段として、アニメやゲーム、観光イベント等の現代の多様な需要に対応して、ソーシャル・ネットワーク・サービスや歴史上の人物やアニメ、ゲームの登場人物に扮するコスプレ等の全く新しい様々な広報戦略を採る流儀も複数出現しており、そのなかで古武道の全く新しいイメージも再生産されている。古武道の伝承形態は、従来にはない、新しい変化が生じる画期を迎えているといえよう。

このように現在、我々の前にある武の伝承は、正統性や伝統性への希求とともに、多様な要素を帯びて伝承されてきた。従来、無形の文化財、技芸といえば、歌舞音曲のみを注視してきた傾向があるが、実際の社会を構成しているものはそれだけではない。例えば近年は、国連教育科学文化機関（ユネスコ）無形文化遺産候補のひとつとして、日本国内から、書道や盆栽、和装、将棋、海女、沖縄の食文化など、従来取り上げられなかった文化の登録を目指す団体も出てきており、無形文化の対象が拡張しつつある²³⁾。よって古武道のように、急激な社会変容のなかで伝承継続が困難となりつつある無形の文化財が、身の回りには種々存在しており、我々はそれらへいかに向き合っていくのか問われている。

〈注〉

- 1) 青森県立郷土館『同館特別展「刀剣魂」図録』2016年
- 2) 拙論「近現代の青森県津軽地方における刀剣の伝説と世間話」（青森県立郷土館『同館研究紀要 第40号』2016年）
- 3) 中嶋哲也「対抗文化としての古武道—松本学による古武道提唱と日本古武道振興会の活動を中心に」（日本スポーツ人類学会『スポーツ人類学研究 No.12』2010年、p52）
- 4) 布施賢治「奥羽の剣術 幕末維新期における仙台藩陪臣の剣術を中心に」（入間田宣夫・菊池和博編『講座 東北の歴史 第五巻 信仰と芸能』清文堂出版株式会社、2014年）。
- 5) 福井敏隆「幕末期弘前藩における様式兵学の導入と展開—一砲術師範 篠崎進を中心に—」（長谷川成一監修・浪川健治・河西英通編『地域ネットワークと社会変容—創造される歴史像—』岩田書院、2008年）。
- 6) ウェブサイト青森県教育委員会「あおもりの文化財 加賀美流騎馬打毬」
http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/kenmukei_23.html、2016年2月3日取得、八戸市教育委員会編『八戸三社大祭文化財調査報告書』2002年、p139～141、綿谷雪・山田忠史編『増補大改訂 武芸流派大事典』東京コピー出版部、1978年、p166
- 7) 倉島哲『身体技法と社会学的認識』2007年、世界思想社
- 8) 金沢市史編さん委員会編『金沢市史 資料編14 民俗』金沢市、2001年、p462～9
- 9) 拙論「身体技術伝承の近代化—旧弘前藩領における近世流派剣術から近・現代剣道への変容について—」（青森県民俗の会『青森県の民俗 第3号』2003年）p68
- 10) 浅利伊兵衛「口上之覚」元禄8年（1695）（太田尚充『津軽の剣豪 浅利伊兵衛の生涯』水星舎2011年、p169）。
- 11) ウェブサイト公立大学法人国際教養大学地域環境研究センター「文化庁地域伝統文化総合活性化事業 秋田民俗芸能アーカイブス」
<http://www.akita-minzoku-geino.jp/?p=2720>、2016年10月27日取得）。
- 12) 前掲布施 359・368頁
- 13) 星野紘『歌垣と反問の民族誌—中国に古代の歌舞を訪ねて—』創樹社、1996年、内藤久義「歩く・座る・寝る」（民俗学事典編集委員会編『民俗学事典』丸善出版株式会社2014年、p36～37）、拙論「「歩み」と「走り」の身体伝承」（青森県民俗の会編『青森県の民俗 第7号』2007年）

- 14) 埼玉県立民俗文化センター『埼玉県民俗芸能調査報告書第四集 原馬室の獅子舞・棒術』1985年、p16
- 15) 榎本鐘司「江戸時代における撃剣の全国展開」(財団法人全日本剣道連盟編『剣道の歴史』2003年、p238~244)、平川新「庶民剣士の時代」(同『全集 日本の歴史 第12巻 開国への道』小学館、2008年) p290~325
- 16) 本論における「民俗学」の定義は、福田アジオほか編『精選 日本民俗辞典』吉川弘文館 p527の項目「民俗学」を参考とした。
- 17) 下田雄次『「民俗芸能」の「現在」—日常の中の実践と客体化—』学術博士学位論文、2016年、p2
- 18) 市川宇門(1883~1939)は、弘前市出身で明治39年、京都の大日本武徳会武術教員養成所入所、翌年の全国剣道大会青年の部で優勝、「鬼の市川」と称され全国に名を馳せ、東北大学や青森師範、青森中学の師範を歴任した人物である。(東奥日報社編『青森県人名事典』2002年、P48「市川宇門」の項目)
- 19) 前掲拙論注(9)
- 20) 前掲『剣道の歴史』p386~401
- 21) 小館俊雄編『日本古来武道芸術集 第一』1950年、p2
- 22) 士風退廃の回復のため、明治初期に設立された町道場群で最初のものに北辰堂がある(1911年4月1日「北辰堂の沿革」(青森県史編さん近現代部会編『青森県史 資料編 近現代2』青森県、2003年、p634~636所収))
- 23) 2017年1月5日付け東奥日報紙記事「無形文化遺産候補の選定 書道や盆栽 議論に注目」
(謝辞) 本稿の執筆にあたり、多くの古武道および武道の師範と関係者から御教示をいただきました。慎んで感謝の意を表します。